

第3章

安心を支える福祉と医療のまち

31	障害者の地域生活を 支える ……………	124	33	地域福祉の推進 ……………	134
32	生活の安定に向けた 自立の応援 ……………	131	34	医療環境の充実 ……………	137
			35	健康づくりの推進 ……………	140



食育推進ボランティアと協働による「ちゃんとごはん」事業

31 障害者の地域生活を支える

(1) 総合相談体制を構築する

●相談支援の充実

1 総合福祉事務所および保健相談所

総合福祉事務所（身体・知的障害）および保健相談所（精神障害）では、障害者（難病患者等を含む。）やその家族からの相談に応じ、福祉サービスの案内等を行っている。

〔障害者支援系の相談件数〕 (単位：件) 5年度

総合福祉事務所 種別	練馬	光が丘	石神井	大泉
身体障害者手帳交付	2,682	2,686	2,459	2,226
自立支援医療（更生医療）	1,595	1,190	1,195	840
補装具交付	903	1,153	1,249	761
職業	-	-	-	-
施設入所および紹介	428	822	494	585
医療保健	1,214	1,757	1,037	1,304
在宅・生活	5,555	6,988	15,556	5,973
無料乗車券	711	593	654	339
その他	215	93	320	227
小計	13,303	15,282	22,964	12,255
合計	63,804			

〔知的障害者担当系の相談件数〕 (単位：件) 5年度

総合福祉事務所 種別	練馬	光が丘	石神井	大泉
施設入所	115	938	82	566
職親（しよくおや）委託	-	-	-	-
職業	5	92	26	174
医療保健	-	50	31	51
生活	44	114	35	115
教育	5	78	104	56
その他	11,497	11,186	8,881	4,340
小計	11,666	12,458	9,159	5,302
合計	38,585			

〔保健相談所の保健師等による相談者数〕 (単位：人) 5年度

保健相談所 相談内容	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
一般精神（心の健康）	3,789	3,087	3,199	6,039	1,965	2,841
社会復帰	842	87	250	729	238	394
依存（アルコール・薬物）	236	144	101	283	42	49
児童・思春期	122	105	207	195	104	57
高齢者精神	30	63	60	44	27	5
小計	5,019	3,486	3,817	7,290	2,376	3,346
合計	25,334					

2 障害者地域生活支援センター

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように必要な支援を行う施設で、相談、各種講座の開催、地域との交流を通じた障害への理解の促進などの事業を行っている。

〔障害者地域生活支援センターの相談件数〕

(単位：件) 5年度

施設 種別	きらら	すてっぷ	ういんぐ	さくら
サービス利用	3,721	2,735	4,435	5,661
障害状況の悩み	6,751	4,176	7,125	6,119
就労	335	121	24	114
社会生活	1,049	919	425	484
その他	597	675	99	122
小計	12,453	8,626	12,108	12,500
合計	45,687			

3 障害者虐待防止センターの設置

「障害者虐待防止法」に基づいて設置され、虐待の通報・届出の受付および虐待の防止のための相談等の対応、実施体制に関する総合調整等を行っている。

●手帳の交付

「身体障害者福祉法」、「東京都愛の手帳交付要綱」および「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて、都が身体障害者手帳、愛の手帳および精神障害者保健福祉手帳の発行を行っており、区が受付、交付事務等を行っている。

交付を受けた障害者は、各種福祉制度のほか、交通機関の運賃割引や税の軽減措置などが利用できる。

〔身体障害者手帳所持者数〕 (単位：人) 各年度末現在

区分 年度	視覚 障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	内部 障害	肢体 不自由	合計
3	1,484 (30)	2,081 (115)	259 (-)	7,178 (86)	9,190 (263)	20,192 (494)
4	1,513 (31)	2,116 (112)	262 (1)	7,223 (88)	9,053 (263)	20,167 (495)
5	1,520 (31)	2,183 (112)	265 (-)	7,268 (91)	8,982 (268)	20,218 (502)

注：() 内の人数は18歳未満を再掲

〔知的障害者（児）愛の手帳所持者数〕

(単位：人) 各年度末現在

年度	区分	最重度	重度	中度	軽度	合計
3		188 (23)	1,327 (247)	1,167 (260)	2,555 (589)	5,237 (1,119)
4		191 (24)	1,356 (245)	1,202 (289)	2,677 (639)	5,426 (1,197)
5		188 (22)	1,395 (268)	1,223 (306)	2,786 (662)	5,592 (1,258)

注：() 内の人数は18歳未満を再掲

〔精神障害者保健福祉手帳所持者数〕

(単位：人) 各年度末現在

年度	区分	1級	2級	3級	合計
3		445	4,315	3,511	8,271
4		476	4,618	4,030	9,124
5		491	4,689	4,328	9,508

(2) サービス提供体制を拡充する

●障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は、障害者に必要な支援を規定した法律で、平成25年4月から施行された。

1 対象者

身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者または知的障害があると判定された人、精神障害者保健福祉手帳所持者または精神障害（発達障害を含む。）があると判定された人、難病患者等が対象である。

2 障害支援区分認定

「障害者総合支援法」では、支給決定の仕組みの透明化・明確化のため、障害支援区分認定制度を取り入れている。

障害福祉サービス（介護給付等）を利用するには、障害支援区分認定を受ける必要がある。

一次判定（障害者の心身の状態についての認定調査等による）、二次判定（障害保健福祉の学識経験者で構成される審査会による）を行い、障害支援区分1～6が認定される。その後、サービス利用意向の聴取などを経て、サービス内容等を決定する。

〔障害支援区分の判定状況〕

(単位：件) 5年度

支援対象者	判定区分							計
	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
身体障害者	－	1	16	65	46	65	198	391
知的障害者	－	－	57	96	183	202	295	833
精神障害者	－	4	216	149	31	10	2	412
難病患者等	－	1	－	3	1	－	2	7
計	－	6	289	313	261	277	497	1,643

●「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等

「障害者総合支援法」による給付は、介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療、補装具費支給の自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。

1 自立支援給付

(1) 給付状況

〔給付状況一覧〕

(単位：人) 5年度

区分	内容	延べ人数
介護給付	居宅介護（身体・家事）	13,114
	重度訪問介護	1,515
	同行援護	2,434
	行動援護	95
	療養介護	989
	生活介護	14,922
	短期入所	2,927
	重度障害者等包括支援	－
	施設入所支援	5,882
訓練等給付	自立訓練	1,093
	就労移行支援	3,532
	就労継続支援	16,259
	就労定着支援	1,547
	自立生活援助	39
	共同生活援助	10,524
地域相談支援給付	地域移行支援	11
	地域定着支援	－
計画相談支援給付	計画相談支援	12,443

(2) 自立支援医療

自立支援医療には、精神通院医療、更生医療、育成医療の3種類がある。5年度の利用者は精神通院医療が16,277人、更生医療が1,160人、育成医療が14人であった。

(3) 補装具費支給

障害の種類、状態に応じて、車椅子、義足、視覚障害者安全つえ、補聴器などの費用を支給している。5年度の支給状況は購入800件、修理675件の計1,475件であった。

2 地域生活支援事業

障害者が地域で自立した生活ができるように、障害状況に応じた支援を行う。主な事業はつぎのとおりである。

(1) 意思疎通支援事業

意思疎通に支障のある障害者を支援するため、手話通訳者派遣や要約筆記者派遣を行っている。

5年度の派遣回数は、手話通訳 3,243 件、要約筆記 362 件であった。また、本庁舎、総合福祉事務所、障害者地域生活支援センターに手話通訳者を設置しており、5年度の設置回数は 344 回であった。

そのほか、タブレット等を通して手話オペレーターが通訳する遠隔手話通訳を実施しており、5年度の利用件数は 65 件であった。

また、5年6月から、失語症者向け意思疎通支援者の団体派遣を開始した。5年度の派遣件数は 129 件であった。

(2) 日常生活用具および住宅設備改善費の給付

障害者の在宅生活を支援するための制度で、特殊寝台、携帯用会話補助装置などの日常生活用具や浴室、便所等の改善費用を給付している。住宅設備改善費の給付については、65歳以上の人は屋内移動設備・階段昇降機のみが対象になる。40～64歳の「介護保険法」に基づく住宅改修の対象者は、介護保険の住宅改修費の受給後、不足する分が対象となる場合がある。5年度の日常生活用具の給付は 12,504 件、住宅設備改善費給付は 32 件であった。

(3) 移動支援事業

地域での自立生活や社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行っている。5年度の利用者は延べ 11,391 人であった。

(4) 地域活動支援センター事業

障害者の創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図っている。区内に 6 か所ある。

(5) 訪問入浴サービス事業

重度身体障害者で、家族等の介護だけでは入浴困難な人を対象として、巡回入浴車による訪問入浴を行っている（介護保険対象者を除く。）。5年度の利用者は延べ 762 人であった。

(6) 日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行うとともに、家族等の就労支援、一時的な休息の確保を行っている。5年度の利用者は延べ 1,180 人

であった。

3 「児童福祉法」による障害児通所支援事業等

障害児が地域生活を営めるよう支援を行っている。

〔給付状況一覧〕

(単位：人) 5年度

支援・サービス等	延べ人数
児童発達支援	12,439
医療型児童発達支援	40
放課後等デイサービス	15,012
居宅訪問型児童発達支援	97
保育所等訪問支援	1,401
障害児相談支援	4,600

● 「障害者総合支援法」以外の障害福祉サービス

1 緊急一時保護（家庭委託）

障害者の保護者が、病気や家庭の都合などで緊急に介護ができなくなった場合、一時的に他の家庭に委託して介護を行うもので、月 5 回まで依頼できる。5年度は延べ 644 回の利用があった。

2 重度脳性まひ者介護人の派遣

20歳以上の身体障害者手帳 1 級の重度脳性まひ者に、障害者本人が推薦した介護人を派遣し、介護人には介護料を支給する（「障害者総合支援法」における障害福祉サービス等の受給者を除く。）。5年度末現在の対象者は 41 人で、5年度は延べ 7,046 回派遣した。

3 紙おむつの支給

在宅の 3 歳以上 65 歳未満で身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度の人で、本人の所得（20歳未満は保護者の所得）が基準額以下の人に紙おむつ等を支給している。5年度は延べ 5,184 人に支給した。

4 出張調髪

東京都重度心身障害者手当の受給者で外出が困難な人、もしくは同等の障害を有する人を対象に、区内理容組合、美容組合の協力を得て、在宅で出張調髪を受けられる利用券を、年 6 枚まで交付している。1 回当たり 500 円の利用者負担金がある。5年度の利用者は、延べ 514 人であった。

5 福祉タクシー券の交付

外出困難な心身障害者の社会生活の利便を図るため、1 か月につき 500 円券 6 枚、100 円券 5 枚を交付している。5年度の交付人数は、4,842 人であった。年齢、所得による対象制限がある。

6 リフト付き福祉タクシーの運行

身体障害者手帳または愛の手帳所持者で外出時に車椅子等を利用する人を対象に、予約料および迎車料を区が負担している。5年度の運行回数は 52,823 回であった。

7 自動車燃料費助成

外出困難な心身障害者を対象に、1 か月 2,500 円

の燃料費を助成している。5年度末現在の受給者は1,365人であった。年齢、所得による対象制限がある。

8 中等度難聴児発達支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない区内居住の18歳未満の中等度難聴児を対象に、補聴器の購入費用の一部を助成している。5年度は43件の助成を行った。

9 重症心身障害児（者）等在宅レスパイトおよび当該家族の就労等支援事業

医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）等の健康の保持と在宅で介護する家族の介護負担の軽減および当該家族の就労等の支援を図ることを目的として、訪問看護事業所から看護師等を1年度の間に144時間を限度に、1回あたり2～4時間の範囲で派遣し、家族が行っている医療的ケアや食事・排泄の介助等を行っている。5年度は延べ581回実施した。

●障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

障害者に関する基本的な計画の「障害者計画」と障害福祉サービス等の提供体制確保のための「障害福祉計画」、障害児に関するサービス等の提供体制確保のための「障害児福祉計画」がある。

6年3月に『ビジョン』を上位計画とする個別計画である「練馬区障害者計画（令和3～8年度）」を一部改定するとともに、「第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画」を策定し、障害者施策の充実に取り組んでいる。

●福祉園等

福祉園等では、「障害者総合支援法」に基づく生活介護事業を実施し、日中活動の場として、心身の発達や社会生活能力を維持向上させるための支援を行っている。

谷原フレンドでは、日中一時支援事業として入浴サービスも行っている。

〔福祉園等在籍者数〕 (単位：人) 5年4月1日現在

施設名	在籍者
大泉町福祉園	55
氷川台福祉園 ^(※)	52
関町福祉園	34
光が丘福祉園	39
大泉学園町福祉園 ^(※)	65
貫井福祉園	31
谷原フレンド	21

※：氷川台福祉園および大泉学園町福祉園では、医療的ケアを必要とする重症心身障害者を受け入れている。(1日当たり 氷川台福祉園9人、大泉学園町福祉園7人)

●就労継続支援B型事業所

区では、知的障害のある人のうち、一般企業などでの就労が困難な人や、一定の年齢に達している人に働く場を提供するため、「障害者総合支援法」に基づく就労継続支援B型事業所を設置している。5年4月1日現在、白百合福祉作業所37人、かたくり福祉作業所58人、北町福祉作業所32人の利用があった。

〔作業内容と年間売上金額〕 (単位：円) 5年度
〔白百合福祉作業所〕

作業内容	年間売上金額
紙器組立等	1,738,514
建物清掃等	385,433
古紙回収等	268,959
自主生産等	1,787,584
合 計	4,180,490

〔かたくり福祉作業所〕

作業内容	年間売上金額
封入等	3,783,717
日用品組立等	262,583
公園清掃等	399,010
自主生産等	3,910,962
合 計	8,356,272

〔北町福祉作業所〕

作業内容	年間売上金額
紙器組立等	3,255,565
公園・アパート等の清掃等	1,232,600
自主生産等	1,033,945
合 計	5,522,110

●心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）

1 生活介護事業

医療的ケア等が必要で、常時介護を必要とする障害者を対象として、排せつ・食事の介護、創作的活動または生産活動の機会等を提供している。

重症心身障害者を1日当たり9人、重症心身障害に該当しない障害者を1日当たり6人受け入れている。

2 中途障害者支援事業

高次脳機能障害等の中途障害者を対象とした相談等事業、社会復帰や地域生活の充実を図るための自立訓練（機能訓練・生活訓練）および地域活動支援センター事業を行っている。

3 障害者 ICT 相談窓口

障害のある人の意思疎通を助ける ICT（情報支援）機器の相談・体験、操作方法のサポートを行う。

4 講座・講習会の開催

ボランティア育成を目的とした手話講習会（初級、中級、上級、通訳養成）、中途失聴者・難聴者を対象とした手話講習会、視覚障害者・点訳ボランティア希望者を対象とした点字教室、障害者を対象とした初歩のパソコン講習会、ボランティア希望者を対象とした障害者 IT 支援者養成講座を実施している。

5 施設等貸出事業

障害者団体等に対して施設の貸出しや機器の利用・貸出しを行っている。

〔相談・通所事業・施設提供人数〕 5年度

区 分	延べ人数
高次脳機能障害等の相談	251人
生活介護事業	1,288人
中途障害者通所事業	1,549人
施設提供	16,054人

●しらゆり荘

しらゆり荘は、障害者が介護者の事情で介護を受けられない場合等に、日中の預かりや宿泊を伴う支援を行っている。また、就労または就労継続支援事業所等に通所している知的障害者に生活の場を提供し、地域での自立生活へ向けた支援を行っている。

〔施設概要〕

事業内容	定 員
共同生活援助事業（グループホーム）	8人
日中一時事業（日中の預かり） 短期入所事業（宿泊を伴う支援）	6人（短期入所 4人を含む。）

●障害者グループホーム

障害者の自立した生活を推進するため、障害者の居住の場として共同で暮らし、世話人などが相談や食事などの介護を行うグループホームの整備を進めている。5年度末現在、整備数は759室である。

●こども発達支援センター

医師、心理士等の専門職員を配置して18歳までの児童を対象とした相談・通所訓練等の事業を実施している。

1 相談

18歳までの児童を対象に、心理士による発達相談、医師による医療相談などを予約制で行い、障害を早期発見し、適切な支援につなげる。

また、医療的ケア児とその家族からの相談に対応する窓口を5年10月に開設した。

2 通所訓練

発達相談や医療相談の結果、通所訓練が必要と判断された児童を対象に、基本的な生活習慣を身につける指導、発達を促すための遊びを通じた指導、機能訓練や言語訓練などを行う。また、0歳から1歳6か月までのダウン症児等とその家族を対象に療育指導を行う、0歳児超早期支援を行っている。

3 訪問

重い障害や医療的ケア等があり外出が困難な児童の居宅や障害児が通園している保育園等を訪問し、早期療育と集団適応のための専門的な支援を行っている。

4 家族支援、地域支援

通所訓練児童の家族対象の講習会や、区民を対象とした発達の障害等に関する理解を深める取組を行う。また、障害児の家族で構成される団体等に多目的室・運動場の活動の場を提供する。

障害児および発達に心配のある児童を一時的に預かる障害児一時預かり事業を実施している。

〔相談・訓練・施設提供等人数〕 5年度

区 分	延べ人数
専門相談	4,900人
通所訓練	4,397人
施設提供	13,378人
障害児一時預かり事業	876人

〔地域支援事業〕 5年度

内 容	実施回数	参加延べ人数
区民向け啓発事業：講演会（※1）	2回	109人
事業者向け支援事業：講演会等（※2）	2回	511人

※1：対面とオンラインの同時開催

※2：オンデマンドによる開催

(3) 障害者の就労を推進する

●練馬区障害者就労支援センター（レインボーワーク）

就職を希望する障害者、企業等で働く障害者、障害者を雇用する企業等への支援などを行っている。

1 就労支援事業

(1) 就労相談

来訪や電話等により、働くこと等に関する相談支援を行った。5年度は延べ1,478件の相談があった。

(2) 就職支援

アセスメントや模擬面接、履歴書等の作成支援など、就職活動支援を行った。5年度は56人が就職した。

2 職場定着支援事業

障害者が働く企業等への支援員の訪問や障害者から

の相談等を行い、就労の継続を図った。5年度の対象者は847人、支援件数は延べ8,663件であった。

3 障害者就労ネットワーク推進事業

障害者就労支援ネットワーク会議は、区内の就労支援事業所や企業、特別支援学校等の関係機関で構成し、障害者就労の支援体制の構築を図った。5年度は8回開催した。

4 共同受注窓口事業

区内作業所等が企業や農業者等からの請負作業を共同で受注する体制づくりを行い、作業所利用者の工賃向上に取り組んでいる。5年度の受注件数は243件、受注金額は3,650,475円であった。

5 普及・啓発事業

9月の障害者雇用支援月間において、講演会、パネル展および障害者施設の自主生産品販売会を行った。また、区内企業等の障害者雇用への理解を深めるため、雇用支援セミナーを開催した。

●就労移行支援事業所

区では、一定期間就労に向けた訓練を経て就職を目指す場として、「障害者総合支援法」に基づく就労移行支援事業所を2か所設置している。定員は、貫井福祉工房が20人、かたくり福祉作業所が10人である。5年度の就職の状況は、貫井福祉工房で7人、かたくり福祉作業所で1人であった。

●就労定着支援事業所

区では、一般就労した人の就労に伴う生活面の課題に対し、就労が継続できるように支援を行うため、「障害者総合支援法」に基づく就労定着支援事業所を2か所設置している。5年度の利用状況は、貫井福祉工房で23人、かたくり福祉作業所で4人であった。

〔就職などの状況〕 5年度

内容	人数
福祉施設等から一般就労した人数	213人
就労定着支援事業の利用者数	173人

注：民間施設等利用者を含む

(4) 障害者の社会生活を支援する

●精神保健福祉

こころの健康を保ち、安定した生活を営むためには、本人が不調を感じた時に早めに対応・治療することや本人の変化を感じた時に周囲にいる家族等が気軽に相談できる窓口が必要である。

各保健相談所では、保健師等が家庭訪問を行い、本

人および家族等の相談に応じるとともに、精神科医師による精神保健相談を行っている。5年度は延べ25,334人の相談を受けた。

精神疾患が疑われる人や未治療者等に対して実施しているアウトリーチ（訪問支援）事業では、保健師に加え、平成27年度から地域精神保健相談員（精神保健福祉士）を配置し、支援体制を強化している。この他にも、こころの病の理解を広めるため、講演会を開催している。

また、自立支援を目的に、精神障害者に対する障害福祉サービスの提供（サービスの内容については、125ページ「●「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等」を参照）、通院にかかる医療費（自立支援医療）や小児精神病の入院医療にかかる医療費の助成による支援も行っている。

・障害福祉サービス利用者	1,830人
・自立支援医療利用者	16,277人（再掲）
・入院医療利用者	1人

●心身障害者福祉集会所

障害者とその家族および団体を対象に、自主的活動や交流の場として、光が丘区民センター内に集会所を設置している。5年度の利用状況は、団体利用が延べ1,930団体、15,764人であった。

●福祉手当と年金、医療費助成

障害の種類、程度により、区をはじめ国、都は各種の助成を行っている。

1 練馬区心身障害者福祉手当

身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症および特殊疾病（353疾病）の人に月額15,500円、身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の人および精神障害者保健福祉手帳1級の人に月額10,000円をそれぞれ年3回に分けて支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。5年度末現在の受給者は12,159人であった。

2 東京都重度心身障害者手当

東京都心身障害者福祉センターの判定で認定された重度の心身障害者の人に、月額60,000円を毎月支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。5年度末現在の受給者は534人であった。

3 特別障害者手当等（国制度）

身体または精神に重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする人を対象に手当を支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。5年度は、特別障害者手当月額27,980円、障害児福祉手当および経過的福祉手当月額15,220円を年4回に分けて支給した。同年度末現在の受給者は、特別障害者

手当 857 人、障害児福祉手当 244 人、経過的福祉手当 4 人であった。

4 心身障害者扶養共済

障害者を扶養する保護者が死亡または重度障害者になったとき、残された障害者の生活の安定を図ることを目的に、全国共通の心身障害者扶養共済制度の加入申込手続を行っている。5 年度末現在の加入者は 57 人であった。

5 心身障害者医療費助成

身体障害者手帳 1、2 級（内部障害は 3 級まで）、愛の手帳 1、2 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級の人が各種健康保険で受診した場合、保険診療の自己負担分の一部を助成している。なお、年齢、所得による対象制限がある。また、後期高齢者医療制度適用者については、非課税者のみ一部負担金分の助成を行っている。5 年度末現在の対象者は 5,601 人であった。

●啓発活動等の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、区報による広報、障害者福祉施設の地域交流事業など啓発活動の強化に努めている。

また、障害者の社会活動を促進するために交通手段や公共施設の改善などのほか、ボランティア活動の促進に努めている。

●福祉大会

地域社会で活躍している障害者および障害者福祉の向上に功績のあった人を表彰する大会である。5 年度は、地域活躍者 1 人、援護功労者 2 人、感謝状贈呈者 1 人の表彰を行った。